



電気通信事業法施行規則等の一部を改正する 省令案等について

令和3年11月
総合通信基盤局
料金サービス課

電気通信事業法第27条の3の規律

- 改正電気通信事業法(令和元年法律第5号。以下「改正法」とする。)により導入された**電気通信事業法**(昭和59年法律第86号。以下「事業法」とする。) **第27条の3の規律**により、以下を「**約する**」ことを禁止。
 - 端末の購入を条件とする通信料金の割引や、通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供等(通信料金と端末代金の完全分離)
 - 契約の解除を不当に妨げる提供条件(行き過ぎた囲い込みの是正)
- このため、改正法の施行日(令和元年10月1日)以降、**新たに「約する」契約(「更新」を含む。)**は、**事業法第27条の3に適合した条件の契約(適合契約)である必要**がある。

既往契約の「更新」に係る特例

- 改正法の施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約(既往契約)については、最初の契約の更新の際に、適合契約に移行することが原則として求められる。
- しかし、**適合契約への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者も存在するため、「当分の間」の経過措置として、既往契約のうち不適合拘束条件については、再度、事業法不適合の条件で「更新」することが特例として認められている。**

(不適合利益提供等については、特例による更新は認められていない。)



更新が繰り返されることにより、既往契約(不適合拘束条件)が永続的に残る可能性。

既往契約の「変更」の原則禁止

- **既往契約**は、潜脱行為を防止する観点から、適合契約に移行させるものを除き、原則として「変更」は認められていない。
- **例外的に**、利用者利益の保護の観点から、「当分の間」の経過措置として、**不適合拘束条件に係る規律**については、改正法の施行日の前日における提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で**利用者からの申出により行う変更**（例：月間のデータ通信容量の上限を5GBから9GBに変更）に**限り適用しない**とする特例を設けている。

既往契約（不適合拘束条件）の種類

- **不適合拘束条件**は、利用者にとって不利なもの、有利なものが存在する。
 - ✓ **利用者に不利な提供条件**（例：違約金9,500円、契約期間4年）：**解消が利用者の利益**となる
 - ✓ **利用者に有利な提供条件**（継続利用割引等）：**解消すると利用者にとっては不利益**となる



現行制度においては、利用者に不利な提供条件のみを解消する変更も認められていない。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項、第七十三条の四及び第百六十七条の二において同じ。)に対し、当該**移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする**こと**その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供**として総務省令で定めるものを約し、又は**第三者に約させること**。
- 二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該**契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるもの**として総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の**提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること**。

3 (略)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号) 附則(令和元年9月6日総務省令第38号)(抄)

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法(次項において「新法」という。)第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。

- 一 **施行日の前日**(第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。)において**現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更**(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で**利用者からの申出により行うものに限る。**)又は**更新**(施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で**同一の条件で行うものに限る。**)に関する**契約の締結**

二 (略)

2~4 (略)

MNO3社の既往契約の残存数

4

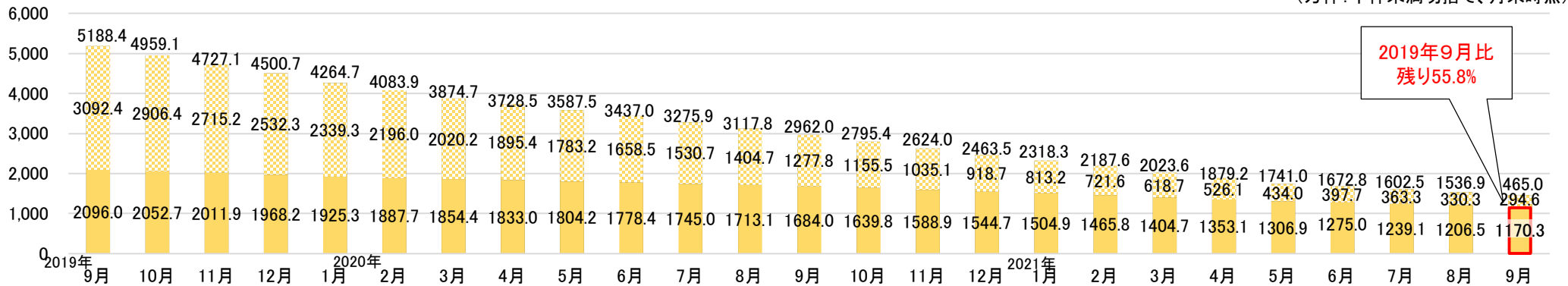
- 不適合利益提供等は、改正電気通信事業法の施行後2年(2021年9月末)で、3社合計で残り約1,465.0万契約となっている。このうち、旧端末購入プログラムは約1,170.3万契約となっており、約55.8%が残されている。
- 不適合拘束条件(契約期間2年超、違約金1,000円超)は、改正電気通信事業法の施行後2年(2021年9月末)で、3社合計で残り約3,812.7万契約となっており、約37.4%が残されている。

事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数

(3社計)

- 通信料金の割引(MNO3社)
- 割賦代金の残債免除(MNO3社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



2019年9月比
残り55.8%

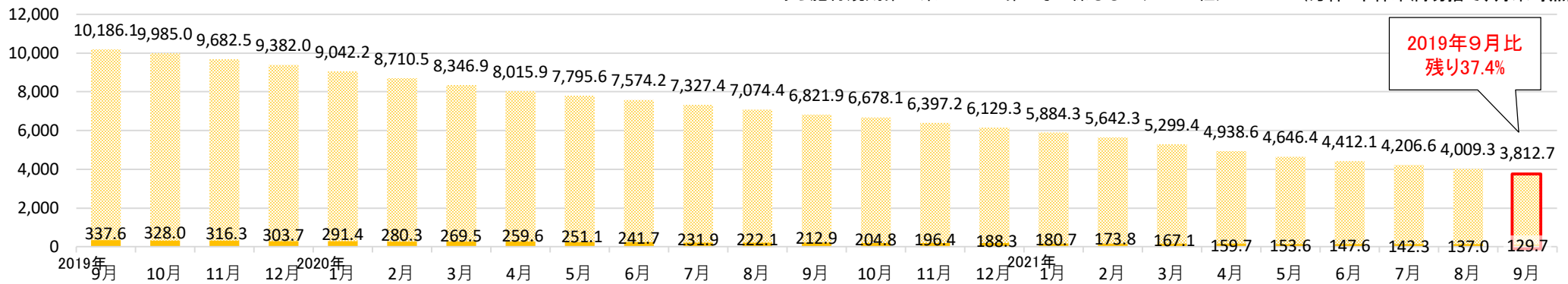
注1 事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの(通信料金の割引、割賦代金の残債免除等)をいう。
注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に同社に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

事業法第27条の3不適合拘束条件の残存数

(3社計)

- 事業法第27条の3不適合拘束条件の残存数(MNO3社)
- うち施行規則第22条の2の17第1号に係るもの(MNO3社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



2019年9月比
残り37.4%

注1 事業法第27条の3不適合拘束条件とは、電気通信事業法施行規則第22条の2の17第1号に掲げる提供条件(違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること)又は同条第4号に掲げる提供条件(違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること)のいずれかに該当するものをいう。
注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に同社に事業承継を行った「UQ mobile」分を含む。

「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言を踏まえ、
既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向け、以下の取組を行うこととする。

[1] 以前より指摘されてきた既往契約の早急な解消

- ✓ 具体的には、NTTドコモの「違約金留保」、KDDI・ソフトバンクの「旧端末購入プログラム」
- ✓ 改正法施行当時から囲い込み効果が指摘されており、早急に解消する必要

[2] 既往契約の最終的な解消時期（政策目標）の設定

- ✓ 解消の進捗状況や利用者への影響にも配慮しつつ設定

[3] [2]の時期までの間の環境整備の促進

- ✓ 利用者にとって不利な不適合拘束条件の早期解消を図る

- 「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言を受け、**本年9月17日(金)**、MN03社に対し、「**電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について(要請)**」を発出。
- 上記要請において、**既往契約の解消に向けた取組として**、下記の事項について速やかな撤廃の検討を要請。
 - NTTドコモ: 違約金の留保
 - KDDI・ソフトバンク: 回線契約の継続を条件とする割賦代金の残債免除(旧端末購入プログラム)
- 要請に対する各社からの回答等は下表のとおり。

要請に対するMN03社からの回答等

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
既往契約 の解消	要請事項	違約金の留保 (本年10月1日に撤廃済)	旧端末購入プログラム (回線契約継続条件を 来年3月末までに撤廃予定)	同左 (回線契約継続条件を 来年3月末頃に撤廃予定)
	自主的 な対応	全ての契約の違約金 (本年10月1日に撤廃済)	全ての契約の違約金 (年度内目途で撤廃予定)	全ての契約の違約金 (来年2月に撤廃予定)

対応方針(案)

(1) 不適合利益提供等

端末の購入を条件とする通信料金の割引は、順調に解消が進捗。

→ 更新が認められていないため、令和5年9月末までに自然解消。

(2) 不適合拘束条件

特例による更新が認められているため、何らの対応も行わなければ、永続的に残る可能性。

→ これまでの解消の進捗状況を踏まえ、解消時期を設定することとする。

具体的には、次の考え方により、不適合拘束条件の解消時期(政策目標)を令和5年末とする。

➤ 不適合拘束条件の残存数は、改正法施行から2年経過(令和3年9月末)時点で4割弱に。
更に2年以上が経過する令和5年末までには相当程度解消が見込まれる状況。

➤ 令和2年1月1日の改正法完全施行(スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務について規律適用開始)から、令和5年末で4年を迎える。

➤ 利用者には、改正法施行後、2年契約であれば2回、4年契約でも1回の更新機会が与えられることとなる。

→ ここでいう解消時期(令和5年末)は、後述のとおり、制度的には「それ以降更新が不可」となる始点。しかしながら、事業者及び総務省が協力して利用者への周知・広報に取り組み、できる限りこの時期までに解消を図る。

(3) 3Gのみ契約

解消(4G契約等への移行)に際し、端末の買い換えやSIMカードの交換が必要になるなど、利用者への影響が大きい。

→ 上記(2)に関わらず、各社のサービス終了までに解消を図ることとする。

既往契約の更新に係る特例の廃止

・ 上記の解消目標を踏まえ、省令を改正し、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く)を令和5年末をもって廃止するものとする旨を規定する(廃止のための省令改正は別途実施)。

→ 令和6年以降は同一条件での更新が不可となり、次の更新の機会に適合契約に移行することが必要

・ ただし、もとより契約期間(更新)のない既往契約は、適合契約への移行機会(更新)がなく、制度的な解消は困難

→ 事業者において解消を図ることが望ましい。

対応方針(案)

- 不適合拘束条件の解消時期である令和5年末までの間も、できる限り早期に改正法の趣旨に適合した環境が整うよう、取組を促進することが適当。

既往契約の変更を可能とするための制度的措置

- 上記の方針を踏まえ、事業者が自主的に、既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるよう、**規制緩和を行う**こととする。
- 具体的には、**不適合拘束条件を適合させるもの**に限り、既往契約の変更を認める省令改正を行う(下表参照)。

1～3は契約上の個別の提供条件 ○・△:適合している条件(○≠△) ×:不適合拘束条件		変更内容	現行制度	規制緩和後
①不適合拘束条件の全部解消	1. ○ → ○ 2. × → ○ 3. × → ○	可	可	
②不適合拘束条件の一部解消	1. ○ → ○ 2. × → ○ 3. × → ×	不可	可 不適合拘束条件を 適合させるものに限り認める	
③不適合拘束条件以外の変更	1. ○ → △ 2. × → × 3. × → ×	不可	不可	
④不適合拘束条件の一部解消 ＋不適合拘束条件以外の変更 (②＋③)	1. ○ → △ 2. × → ○ 3. × → ×	不可	不可	

- ただし、**潜脱防止**のため、不適合拘束条件を適合させる変更であっても、**以下のような変更は不可**とする(別紙参照)。
 - 他の不適合拘束条件を残したまま、契約の**更新の機会をなくすもの** [省令上で措置]
 - 規律の潜脱につながる形で**継続利用割引を実質的に存続させるもの** [ガイドライン上で明確化]

変更前の提供条件(例)	変更後の提供条件(例)	考え方
[プランA] - 契約期間 2年 - 違約金 <u>9,500円</u> ← 不適合(1,000円超) - 料金 5,000円/月 [プランB] - 契約期間 なし - 料金 6,000円/月 ← 不適合(違約金有無による値差170円超)	[プランA] - 契約期間 なし - 違約金 なし ← 適合 - 料金 5,000円/月 [プランB] - 契約期間 なし - 料金 6,000円/月 ← 適合(違約金有無による値差)	○ - 違約金を撤廃 - 上記により、AB間の値差は違約金有無によらない値差に転換 → 不適合拘束条件の全部解消
- 契約期間 2年 - 違約金 <u>9,500円</u> ← 不適合(1,000円超) - 料金 6,000円/月 - 継続割 ▲ <u>1,500円/月</u> ← 不適合 (月額料金/年が上限) (実質 4,500円/月)	- 契約期間 なし - 違約金 なし ← 適合 - 料金 6,000円/月 - 継続割 ▲ <u>500円/月</u> ← 適合 (実質 5,500円/月)	○ - 違約金を撤廃 - 継続割を上限額まで引下げ → 不適合拘束条件の全部解消
	- 契約期間 2年 - 違約金 <u>1,000円</u> ← 適合 - 料金 6,000円/月 - 継続割 ▲ <u>1,500円/月</u> ← 不適合 (実質 4,500円/月)	✗ → ○ - 違約金を1,000円に引下げ - 継続割は変更せず → 不適合拘束条件の一部解消 (規制緩和後は可能)
	- 契約期間 なし - 違約金 なし ← 適合 - 料金 6,000円/月 - 継続割 ▲ <u>1,500円/月</u> ← 不適合 (実質 4,500円/月)	✗ - 違約金と契約期間(更新)を撤廃 - 他の不適合拘束条件(継続割)は残存 → 不適合拘束条件を適合させる機会(更新)が失われるため、契約期間(更新)の撤廃は不可とする
	- 契約期間 なし - 違約金 なし ← 適合 - 料金 4,500円/月 ← 規律の潜脱に つながる (値下げ) - 継続割 なし ← 適合	✗ - 不適合拘束条件(継続割等)を解消 - 料金を値下げ(継続割と同額分) → 不適合拘束条件(継続割)を実質的に 存続させる変更であり、規律の潜脱につながるものは不可とする

改正案

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令
(令和元年九月六日総務省令第三十八号) 附則

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法(次項において「新法」という。)第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。

一 施行日の前日(第四項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。)において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約(以下この項において「旧契約」という。)の一部の変更(次に掲げるものに限る。)又は更新(施行日の前日における当該旧契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。)に関する契約の締結

イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更

ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二條の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更(当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。)

二 第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。)の提供に関する契約(その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。)の締結

2 略

3 第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)
は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。

4 略

改正の趣旨

<[3]関係>

施行規則第22条の2の17各号(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件)に該当する条件(不適合拘束条件)を改める(適合させる)ために行う変更を新たに認めるもの。

<[3]ただし書き関係>

他の不適合拘束条件を残したまま既往契約の更新の機会をなくす(契約期間(更新)を撤廃する)変更を認めないこととするもの。

<[3]ただし書き関係>

上記のほか、行き過ぎた囲い込みの禁止の趣旨に反するような潜脱的な変更が行われることを防止するために規定するもの。

※具体的な事例に応じ、「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」で考え方を明確化。)

<[2]関係>

「当分の間」の経過措置として認められている既往契約の「更新」に係る特例を、令和5年末をもって廃止する方針を規定するもの。(廃止のための省令改正は別途実施)

※[3]関係の改正事項については、施行規則第22条の2の14第2項に上記附則と同様の規定があるため、同様に改正する。

電気通信事業法施行規則第22条の2の14第3項による読替え後の規定について、規律の趣旨に沿った適切な表現となるよう、技術的修正のための省令改正(黄色マーカー部分を追記)を行う。

現 行

読替え後	読替え前
(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)	(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)
2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結の媒介等に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、 <u>第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七の規定は適用しない。</u>	2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、 <u>第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。</u>
3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「 <u>第二十二条の二の十七</u> 」とあるのは「 <u>第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七</u> 」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「 <u>第二十二条の二の十七</u> 」とあるのは「 <u>第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七</u> 」と読み替えるものとする。

➡ 契約の締結主体は電気通信事業者であるところ、現行規定のままでは届出媒介等業務受託者(代理店)が締結している契約と解釈されてしまう可能性。

改 正 後

読替え後	読替え前
(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)	(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)
2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が、 <u>当該電気通信事業者がその指定</u> の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約(略)の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結の媒介等に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、 <u>第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。</u> 一・二 (略)	2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約(略)の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、 <u>第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。</u> 一・二 (略)
3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「 <u>その指定</u> 」とあるのは「 <u>、当該電気通信事業者がその指定</u> 」と、「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「 <u>第二十二条の二の十七</u> 」とあるのは「 <u>第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七</u> 」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「 <u>その指定</u> 」とあるのは「 <u>、当該電気通信事業者がその指定</u> 」と、「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「 <u>第二十二条の二の十七</u> 」とあるのは「 <u>第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七</u> 」と読み替えるものとする。

既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求める。

	概要	解消状況 (9月末時点の 残存割合)	囲い込み効果に ついての指摘等	解消による 利用者への 影響	解消時期に ついての考え方	総務省・事業者 における対応
不適合利益提供等 ※更新不可	①旧端末購入プログラム (回線契約条件の 割賦代金残債免除)	D:— K・S計:55.8%	2年前 (改正法施行時) から指摘	なし	早急に解消	[総務省] 9/17 各社に解消を要請 [事業者] 年度内 KDDI・ソフトバンクが解消予定
	②端末購入を条件とする 通信料金割引	3社計:9.5%	(改正法 不適合)	あり (値上げ)	更新不可のため、 令和5年9月末までに 自然解消	—
不適合拘束条件 ※特例により 同一条件での 更新可能	③2年超の契約期間	D:— K・S計:38.4%	(改正法 不適合)	なし	令和5年末までに解消 〔令和6年以降は〕 更新不可	[総務省] ①令和5年末をもって特例廃止 ②不適合拘束条件を適合させる 変更に関し認める制度的措置 [事業者] ②を活用し、解消に取り組むべき ※契約期間(更新)の撤廃については 一定の制約あり(別紙参照)
	④-1 違約金1,000円超	3社計:37.4%	(改正法 不適合)	なし		
	④-2 9,500円留保(ドコモ)		2年前 (改正法施行時) から指摘	なし	早急に解消	[総務省] 9/17 ドコモに解消を要請 [事業者] 10/1 ドコモが解消
	⑤その他 条件	⑤-1 利用者不利	(改正法 不適合)	なし	令和5年末までに解消 〔令和6年以降は〕 更新不可	[総務省] 上記①+② [事業者] 上記②を活用し、 解消に取り組むべき
		⑤-2 利用者有利		あり (値上げ)		[総務省] 上記①+② [事業者] 上記②を活用し、 解消することが望ましい
		⑤-3 契約期間(更新)なし			制度的に解消は困難	
⑥ 3Gのみ契約		3社計:43.0%	—	あり (端末買換、 SIM交換)	(上記解消時期及び①に関わらず) 各社3Gサービスの終了までに解消	